

第 2 号議案

亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市いじめ調査委員会条例（平成 26 年亀岡市条例第 19 号）
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市いじめ調査委員会条例（平成 26 年亀岡市条例第 19 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「調査審議する」を「同法第 30 条第 2 項に定める調査
（以下「再調査」という。）及び審議を行う」に改める。

第 11 条を第 12 条とし、第 7 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰
り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬）

第 7 条 委員（臨時委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げ
る場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 再調査に関する聴き取り、調査活動、報告書の作成等、高度
な専門性を要する実務作業に従事した場合 1 日につき
28,000 円
- (2) 前号に掲げる以外の場合 1 日につき 9,900 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 専門性の高い業務内容を反映し、委員の報酬を次のように定めること。
 - (1) 再調査に関する聴き取り、調査活動、報告書の作成等、高度な専門性を要する実務作業に従事した場合 1日につき 28,000円
 - (2) 前号に掲げる以外の場合 1日につき 9,900円
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。